

農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○その他

2 事業概要

農用地保全に必要な地域ぐるみの話合いによる最適な土地利用構想の作成と、その実現に必要な取組みを支援します。

3 利用対象者

J A、土地改良区等、市町村、その他（市町村及び複数の集落を含む地域協議会）

4 支援内容

(1) 補助要件：

○対象地域：地域振興立法8法*指定地域等

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、棚田地域振興法 ほか

○原則として、中山間地域等における複数集落を対象とすること

○営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、土地利用構想を3年以内に策定すること

(2) 対象経費：

土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組、粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動、土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

(3) 補助率：

[ソフト] 定額（上限5,000万円（年標準額1,000万円））
[ハード] 5.5/10等（1億円（年標準額2,000万円））

(4) 事業期間：

上限5年間

5 募集期間

(1) 募集期間：

随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：

各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：

各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県 庁】

(1) 機関名・課名：

農林水産部農村計画課

(2) 担当(係)名：

農村保全担当

(3) 電話番号：

023-630-3373

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：

各総合支庁農村計画課

(2) 担当(係)名：

下記のとおり

(3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1341（計画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549（企画担当）

農山漁村振興交付金（農村RMOモデル形成支援）

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○その他

2 事業概要

集落機能の維持・強化を図るため、地域の協議会が行う農村型地域運営組織（農村RMO※）の形成に向けた将来ビジョンの策定等の取組みに支援します。

※農村RMO：複数の集落の機能を補完し、農地保全と農業を主軸に生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組みを行う組織

3 利用対象者

その他（複数の集落を含む地域協議会）

4 支援内容

(1) 補助要件：

○対象地域：地域振興立法8法※指定地域等

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、棚田地域振興法 ほか

(2) 対象経費：将来ビジョンの策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等を実施するために必要な経費

(3) 補助率：定額等（上限1,500万円（年標準額500万円））

(4) 事業期間：上限3年間

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県 庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：中山間棚田・農村づくり担当

(3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当・電話番号：

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1339（企画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549（企画担当）

農山漁村振興交付金（荒廃農地再生支援事業）

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

地域の担い手等が行う、荒廃化により地域計画の外側にある遊休農地の解消の取り組みを支援します。

3 利用対象者

農業者個人、市町村、その他（当該農地の所有者）

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 貸借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転後、原則1年以内の農地、若しくは、これらの権利移転等が確実な農地であること
- 整備した農用地等において、5年間以上耕作することが確実であること
- 整備した農用地等が事業完了後3年以内に地域計画に位置付けられること
- 対象農地は地域計画の範囲内に含まれていない農用地のうち、再生利用が可能な荒廃農地及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地等
- 事業費が200万円未満であること

(2) 対象経費

- 荒廃農地再生等整備：刈払、伐根、支障物撤去、除礫、整地等
- 簡易基盤整備：農業用排水施設、農道、暗渠排水等
- 付帯事業：農用地利用調整、事業指導・助言等

(3) 補助率：1／2

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課

(3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県 庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：農村保全担当

(3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：下記のとおり

(3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1341（計画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549（企画担当）

遊休農地リスタート事業費補助金

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

地域の担い手や新規就農者が行う、地域計画の目標地区に位置付けられた将来的に利活用する遊休農地の解消・利活用の取組みを支援します。

3 利用対象者

農業者個人、農業法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件:

- 地域計画に位置付けられた担い手、新規就農者又は認定新規就農者
- 地域計画の範囲内の農用地のうち、人力・農業用機械で草刈り、耕起、伐根、整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地
- 対象農地面積が20a以上であること
- 事業完了後、再生された農地で5年間以上耕作又は保全すること
- 事業実施にあたり直営施工を含むこと
- 事業費が200万円未満であること

(2) 対象経費

- 再生作業：伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地、これらの作業に併せて行う土壌改良、簡易な排水対策 等
- 営農定着・粗放的利用：種子・苗木、飼料等の購入、植栽にかかる経費 等

(3) 補助率：1／4以内

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村保全担当
- (3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：下記のとおり
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389	（企画担当）
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1341	（計画担当）
置賜総合支庁農村計画課	0238-35-9055	（地域保全担当）
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549	（企画担当）